



TRIBO JAPAN CUP Moty's Trophy
ハイランドスーパーチャレンジ
耐久レース 2014 特別戦
大会規定

本大会は、ルールとマナーを厳守し“安全性”を最優先とします。また、本大会はモーターレクリエーションを楽しむと同時に運転技術の向上を図り、明るいスポーツマンシップを養成し健全な交通社会人を育成すると共に、モータースポーツ人口の増加普及を目的として開催されます。

第1条 大会名称

ハイランドスーパーチャレンジ耐久レースシリーズ 2014 特別戦

第2条 主催者の名称

主催者 ハイランドスーパーチャレンジ耐久レース特別戦実行委員会
ダイニングガレージ137

TEL 022-288-3137

第3条 開催場所

仙台ハイランドレースウェイ

仙台市青葉区新川早坂12 TEL022-395-2120 FAX 022-395-2330

1.長さ : 4.063m

2.走行の方法 : 左廻り

第4条 開催日

特別戦 5月6日(火) 祝日

第5条 参加申し込み

1.受付期間

2014年4月28日までに大会事務局に申込下さい。

2.受付場所

ダイニングガレージ137内

「ハイランドスーパーチャレンジ耐久レース特別戦実行委員会」

〒984-0038 仙台市若林区伊在字屋敷 47

TEL 022-288-3137 FAX 022-290-0081

3.参加料(共済金・消費税含む)

1台 40,000円

4.申し込み方法

1) ハイランドスーパーチャレンジ耐久レース特別戦専用のエントリー用紙に必要事項を記入しFAX送信、またはWebサイトよりオンラインエントリーを行ってください。

【ハイランドスーパーチャレンジ耐久レース特別戦サイト】

<http://challetai.braveway.net/>

2) エントリー用紙をFAX後、またはWebエントリー後、以下の参加料金をお振込ください。

銀行名	七十七銀行(シチジュウシチ)
店名	仙台原町支店
預金種目/口座番号	普通 5578159
口座名義人	仙台ハイランドチャレンジ耐久特別戦実行委員会 代表 佐藤 秀樹

- 3)電話による申し込みは認めない。
- 4)参加申し込みはチーム代表者がするものとし、全ての通知等は参加代表者宛に発送される。尚、参加代表者はチーム員などの行動に責任を持たなければならない。
- 5)一旦参加申し込みに際して納入した参加料は、いかなる理由があっても一切返却しない。

第6条 競技

- 1.参加受付(決勝) 台数:合計 60台(先着順)
- 2.決勝時間(全戦)

	決勝時間
特別戦	3時間

第7条 ドライバー・チームの参加資格・登録人数

- 1.全てのドライバーは4輪運転免許所持者でかつ心身共に健全な者。
- 2.参加者は1台の参加車両に対して2~4名のドライバーを登録しなければならない。
- 3.大会に出場するドライバーの追加・変更は、参加受付時までに大会事務局に申し出た場合のみ許される。

第8条 参加車両

1.カテゴリー

クラス	NA	過給器	燃料タンク・タイヤ
1	1501cc以上	661cc以上	ノーマルタンクの加工・変更不可 市販ラジアルタイヤ
2	1500cc以下	660cc以下	
3	1501cc以上	661cc以上	安全燃料タンクの装着可 市販Sタイヤまで
4	1500cc以下	660cc以下	

注)主催者が車検において危険とみなした車両は、出走を認めない場合がある。

2.車両規則

1)総合仕様

参加車両はクラスの別に関係なく下記の項目を満たすものとする。

【エンジン】

- (1)当該コースにおいてブローバイガス還元装置のホースを吸気系より取り外す場合は排気量と同容量以上のオイルキャッチタンクを取り付け、オイルがコース上に飛散しないよう対策すること。
- (2)バッテリーターミナルはテーピングを施すこと。
- (3)NOS やナイトロなどの噴射装置の装着をしてはならない。
- (4)レベルゲージはスプリング等で抜け止めをすること。又、フィルターキャップ、ラジエターキャップ等のキャップ類は緩まないよう対策すること。尚、上記対策の際、可燃素材(布類)を使用しないこと。

【室内】

- (1)シートベルトは4点式以上を義務付けとする。
ベルト基部は車体に確実に固定すること。尚、車体以外の座席やその支持体(シートレール等)に固定することは禁止とする。
- (2)ヘッドライトには、ビニールテープを使用し飛散防止用にテーピングをすること。又、灯火類は正常に作動すること。

【ボディ系】

- (1)オープン車両は4点式以上ロールケージ(運転席もカバーできる物)の装着を義務付ける。但し、オープン車両以外もロールケージの装着を強く推奨する。ロールケージの頂点は着座したドライバーのヘルメットより高いこと。
- (2)タイヤとボディはインナーフェンダーも含めて、どんな場合でも接触しないこと。タイヤがボディからはみ出る場合、オーバーフェンダーを装着すること。
- (3)フロントガラスを変更する場合は、新車時に装着されているものと同じ合せガラスに限り認められる。尚、サイドガラス・リアガラスをアクリル材に変更する場合は視界に問題が生じない透明なものとする。尚、安全上必要十分な強度を保ち、確実に取り付けること。
ガラス及びルーフの取外し(切り取り)は原則として認められないが、オープンカーでルーフが取り外し式になっているものについては、この限りではない。
- (4)バッテリー位置変更については、バッテリーの重量に耐える台、またはホルダーを使用して確実に固定すること。尚、車室内に移動する場合はドライババッテリーを除き金属板で隔壁すること。
- (5)ドアの変更、改造を行う場合(FRP、カーボン製との交換、内張りがし等)安全を確保できる強度なサイドバー(車体フロアより 20cm 以上)を取り付けること。
- (6)車両前後に常時使用可能な牽引フックを装着すること。装着していない車両の出走を認めない。

- (7)スポイラー類の装着可。但しスポイラー類を装着し、当初から取り付けられている牽引フックの使用が困難な場合は、牽引フックを追加すること。
- (8)ドライバースシートの変更可。(フルバケットタイプを含む)ドライバースシート以外のシートの取り外し可。
- (9)安全上、支障のない部品の取り外しは認められるが、衝突時に強度が低下する様な軽量化は認められない。

【タイヤ・ホイール系】

1・2 クラスは市販ラジアルタイヤ。3・4 クラスは市販 S タイヤまで使用出来る。
ホイール変更可。但しセンターロックは禁止とする。
ホイールスペーサーの使用は原則として禁止するが、スタッドボルトを延長している場合はこの限りではない。
尚、タイヤはフェンダーからはみ出さないこと。

【燃料系】

燃料タンク(ノーマル状態)の膨張加工等は不可とする。

2) 1・2 クラスの車両細則

一般市販車及びそれをベースとした車両で総合仕様に適合していることを条件に下記の改造が許される。

- (1)コレクタータンクの装着可。ただし容量は 5ℓまでとする。

3) 3・4 クラスの車両細則

一般市販車及びそれをベースとした車両で総合仕様に適合していることを条件に下記の改造が許される。

- (1)安全燃料タンクの容量は、100ℓ(コレクタータンク含む)までとする。
- (2)燃料タンクの変更は、新車時装着と同じものか安全燃料タンクに限られる。また複数の燃料タンクの装着は認められない。
- (3)安全燃料タンクに変更した場合、タンク燃料ポンプ・ホースジョイント部が室内に露出しないように、金属板を使用して確実に隔壁すること。尚、金属板を車体に固定する場合は、ボルトで確実に固定すること。また、隙間がある場合は不燃素材を使用し処理すること。ビニールテープ・ガムテープ等での固定・接合は禁止とする。

4) ゼッケン No.

ゼッケンはボンネット、左右のドア、リアに車検時まで各自で装着すること。尚、ゼッケンのベースは白、数字の色は黒で作ること。（離れた場所から目視で確認出来ること。）

数字の大きさはリアを除き縦 30cm・横 15cm 以上、文字の太さは 4cm 以上とする。尚、ゼッケン番号の前に参加クラスの数字を、ゼッケンより小さめに作製すること。

※ルーフのゼッケンは 2014 年度より廃止する。



1234567890

(ゼッケン見本例)

1-51

(参加クラス) (ゼッケン)

3. ドライバーの装備

ヘルメット(JIS規格C種以上のフルフェイスが望ましい)・レーシングググローブ・長袖・長ズボン(燃えにくい素材の物・レーシングスーツが望ましい)を着用すること。

第9条 参加受付、車両検査、ミーティング

1. 参加受付

参加者はタイムスケジュールに示された時間に下記のものを提示の上、参加確認を受けなければならない。

●参加受理書 ●運転免許証(登録ドライバー) ●自動計測用発信機借用誓約書

※万一の事を考えて健康保健証を持参しましょう。

2. 車両検査

参加車はタイムスケジュールに示された時間に必ず車両検査を受け、合格しなければならない。

車両検査は出走可能な状態及びゼッケン・トランスポンダーを取り付けた状態で受けること。

尚、主催者は必要に応じ随時車検を行う事が出来るものとする。

注)大会に出場する車両の変更は、参加受付時までに大会事務局

に申し出た場合のみ許可される。但し車両の変更によるクラスの変更は認められない。

3.ドライバーズミーティング

ドライバーは定められた時間にミーティングに出席しなければならない。

第10条 予選・決勝

1. 参加者(最低1名)は予選に出走し、ラップタイムの計時を受けること。
2. 何らかの理由により計時を受けることが出来なかった場合、予選結果発表後、大会事務局まで決勝出走願を提出したチームは決勝レースへの出走を認める。出走願を提出したチームが複数の場合のグリッドは大会事務局に提出した順番になる。

第11条 スタートグリッド及びスタート手順

1.グリッド

- 1) グリッドは進行方向右側から予戦中に達成されたベストタイム順の2列とする。1台または数台の車両が同一タイムを達成した場合は、先に達成した車両が優先する。
- 2) スタート方法はグリーンランプによるローリングスタートとする。
- 3) スタートグリッドにつくことが出来なかった車両が出た場合グリッド表が発表される以前の場合のみグリッドは詰めるものとする。
- 4) スタートの際、ピット出口は閉鎖される。この時ピットに残っている車両はスタート後、全車がピット出口を通過するまでスタートは許可されない。
- 5) スタートだけに限らず、押しがけを行ってはならない。

2.スタート手順

- 1) スタート進行はスタートまで5分前、3分前、1分前、30秒前のボードが警告音とともに表示される。
- 2) 5分前ボードが提示された後の車両のグリッドへの進入は禁止される。(グリッド上での作業も禁止される)
ピットに残っている車両はピットからスタートすることが認められる。尚、メカニック以外の者はグリッド上から退去すること。
- 3) 3分前ボードが提示された後、オフィシャル、ドライバー以外全員グリッド上及びサインガードから退去すること。
サインガードは正式スタート後、全車が第1コーナーを通過するまで立

入禁止とする。

- 4) 1分前ボードが提示された後、ドライバーはエンジンを始動させること。
- 5) 30秒前ボードが提示された後、グリーンフラッグが提示され、セーフティーカー先導によるフォーメーションラップがスタートする。尚、フォーメーションラップは追い越し禁止、一定の速度で各々のポジションを保って1周し、セーフティーカーがルーフ上のイエローフラッシュライトを滅灯したままピットロードに入り、先頭車両がコントロールラインの近くに達した時、グリーンシグナルが点灯し、正式スタートとなる。グリーンライトが点灯した場合の追い越しはシグナルタワー付近のスタートラインを過ぎてから可能となる。
また、通常のローリングスタートが不可能であると判断される時はセーフティーカーのルーフ上のイエローフラッシュライトを点灯し、レース中のセーフティーカー介入時同様、競技車両と共に周回を続ける。
- 6) 何らかの理由によりスタートが不可能と判断した場合は、シグナルタワー上で赤旗を掲示し、スタートを延期する。
前記のような場合、競技車両は低速で1周し、元のグリッドに着くこと。
尚、再スタートはフォーメーション開始3分前から進行する。
- 7) フォーメーションラップスタート時にトラブル等により、スタート(発進)が出来ないドライバーは窓から手を高く上げ、スタートが不可能であることを後続車両に伝えること。
- 8) フォーメーションラップスタートに出遅れたり、フォーメーションラップ中のスピン等で遅れた場合は、元のポジションに戻ることは出来ませんので、最後尾からスタートするかピットに入りピットスタートすること。

第12条 ペナルティ・オレンジボール

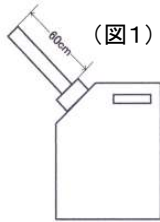
1. 反則スタート、黄旗追い越し等の違反者に対し、黒旗と当該車両のゼッケンがメインポスト下で提示される。この場合、当該車両はピットに入り、オフィシャルの指示に従い、0番ピット手前のエリアに停止すること。尚、違反の軽重により、原則として1～10秒間のペナルティストップとなる。ペナルティストップ終了後はレースに復帰できるが、ペナルティストップ時のピットインを利用しピット作業を行うことは出来ないが、エンジンをストールさせ、再始動が出来ない場合はバッテリー交換等の最小限の作業は認める。
2. ペナルティの黒旗を5周以上無視して走行を続けた場合は、当該車両の黒旗を解除し、周回数減算等のペナルティに切り替えられる。
3. オレンジボール、黒旗等がメインポスト下において掲示された車両のチームは、同時にピットサイン(ピットインの指示)を必ず出すこと。

第13条 ピット

1. ピットは常に清潔に保ち、使用後は必ず清掃すること。
2. ピットでは、タコ足配線や無理な電線の確保は、火災、不慮の事故などにつながる恐れがあるので、絶対に行わないこと。
3. チームのピットは、必ずピット割り当て表に指定されたピット No.を使用しなければならない。尚、変更・交換を希望する場合は各チームで交渉後、大会事務局に申し出ること。
4. ピットサインを出すためにサインガードに入入りする際は最短距離を横断し、ピットイン・ピットアウト車両に十分注意すること。また、ピット作業エリア及び、サインガードは18歳未満の者は立ち入ることは一切出来ないものとし、当該ピットについてはチーム代表者及び、監督は上記のことを責任をもって管理しなければならない。
5. 決勝レース中の燃料補給は当該指定ピット前面の作業エリアにおいてのみ許可される。尚、1回に給油できる量は20Lまでとし、使用できる補給缶は1本のみとする。

6. 燃料の補給缶は車検に合格したものを使用すること。(図1参照)

市販されている金属製携行缶で容量は20Lまで、ホースの長さは60cm



までとする。尚、90°開閉式のバルブをホース途中に設け燃料漏出時に即時対応出来るよう対策することを推奨する。それ以外は、市販時の形状、容量を保持していなければならない。

注1) バルブを取り付ける場合はバルブ開閉が90°以内の角度で操作できる手元コックが携行缶から30cm以内

の位置に設置すること。

注2) ホースの長さを60cm以上にする場合は上記注1)を遵守の上、開閉バルブの設置を義務付けとする。又、手元コックから車両の給油口までのホースの内部が目視出来、長さが50cm以内であること。

7. ドライバー交代・作業中(給油含む)はエンジンを停止すること。
8. 燃料補給中は1名の者がピットに備え付けてある消火器を持って待機すること。尚、この消火器を噴射させた場合は代替(補充)の消火器が必要になるので、速やかに大会事務局に申し出ること。
9. 燃料補給及び、消火器を持って待機する者は、耐火性のスーツ、ヘルメットを着用することを推奨する。
10. 燃料補給を行う場合、3分間以上のピット停止とする。
注)3分の停止時間は、ドライバーが運転席より降車し、ドアを閉めた時点からとする。その際、車両は自己ピットに完全に停止し(タイヤ4輪が完全に停止し、かつ4輪全てが路面に接地のこと)エンジンを止めること。又燃料補給は、全ての作業が禁止されると同時にドライバーが車内に留まることも禁止される。
11. ドライバー交代、燃料補給の際、必ず各チームのピット責任者は事前にピット監視係にその旨を申請し、その了承を得なければならない。
12. 安全確保の為、燃料の持込禁止。(施設内供給の燃料を使用のこと)

第14条 ピットイン、ピットアウト

- 1.ピットインする際は、13番ポスト前方のヘアピン立ち上がりから右端を走行し、方向指示器により合図すること。
- 2.ピットアウトし、本コースに合流する際は、ピット出口より第1コーナーまでは右端を走行し、方向指示器によりピットアウトし合流する旨合図をすること。尚、第1コーナーの進入に際しては本コースを走行してきた車両を優先すること。
- 3.ピットロード出口が赤信号の場合はピットアウトすることは認められな

- い。
- 決勝中(スタートしてからチェッカーフラッグが振られるまで)の作業はピットロード作業エリアでのみ可とする。また、決勝中パドック(ピット内も含む)に乗り入れた場合、またピット内で作業をした場合はリタイアしたものとみなされ、再度コースへ復帰することは認められない。
 - 安全のためピットロードは1速で走行のこと。

第15条 走行中の厳守事項

- コースはいかなる場合でも逆走してはならない。
- 走行中、ドライバーが故意に他の走行を妨害してはならない。また明らかに重大な事故の発生が予測できる行為を行ってはならない。
- セーフティネット(市販の物、自作不可)を取り付けていない車両は、運転席側の窓を開けて走行してはならない。

第16条 リタイア

1.ピットでのリタイア

レース中、事故あるいは車両の故障などでその後、その走行の権利を放棄(リタイア)する場合、原則としてピットに停止し、その旨をオフィシャルに届けるものとする。また、パドックに出た車両はリタイアとする。

2.コース上でのリタイア

コースにおいて車両が動かなかった為にリタイアする場合は、安全な場所に停止した後、その地点から最も近いポストにいるコースオフィシャルにその旨を届けなければならない。

また、レッカー車等の補助(オフィシャルの補助も含む)を受けてのコース復帰は不可とする。

3. 意思表示

オフィシャルに届ける前に、ヘルメットを脱ぐなどの態度でその意思を表明することがドライバーとしての義務であるが、負傷その他の理由で意思の表明が出来ない状況にあっては、オフィシャルの判定に委ねる。一般的に車両を放棄した場合リタイアとみなされる。

第17条 セーフティーカー

- レース中の事故あるいは、天候条件などによっては競技の続行が不可能であるが、赤旗中断をするには至らない状況の時はセーフティーカーを導入し、事故処理あるいは天候が回復するまでセーフティーカーランを行う場合がある。
- セーフティーカーはボディサイドにセーフティーカーと記入してあり、

ルーフ上にイエローのフラッシュライトを装備し、これを点灯しながら先頭車両に関係なくコース上に導入され、競技車両は追い越しをせず、1列になってセーフティーカーの後ろに追従しなければならない。

3. セーフティーカーの導入と同時に各ポストにおいて、黄旗の静止とSCと記入されたボードが提示される。

セーフティーカーが通過したポストは黄旗を振動表示し、セーフティーカーが当該ポスト区間を走行していることを知らせる。

4. セーフティーカー導入時にピットストップし、作業することは認められるが、セーフティーカーが最終コーナーを立ち上がってきた時点で、ピットロードエンドの信号がレッドライト点灯になり、コースに復帰することは認められない。

セーフティーカーに追従する隊列の最後尾がピット出口を通過した時点において、ピットロードエンドにある信号がグリーンライト点灯の後、コースに復帰することが認められるが、レーシングスピードで走行することは認められず、隊列の最後尾に到達するまで低スピードで走行すること。但し、ピットロードエンドの信号はコース上の作業及び再スタート時においてグリーンライト点灯時間が短くなる場合がある。

5. セーフティーカー導入時も競技中の時間として計時される。
6. レース再開の合図はセーフティーカーのルーフ上のイエローフラッシュライトを減灯してコースを1周した後、ピットロードに入り、先頭車両が最終コーナーを立ち上がりコントロールラインを通過した後、シグナルタワーでグリーンフラッグが振動表示される。尚、競技車両はグリーンフラッグが振動表示されるまでセーフティーカー同様のスピードを維持し、スタートラインを通過するまで追い越しは禁止される。

第18条 レース終了

1. レース終了の合図は、トップの車両がコントロールラインを通過する時にコントロールライン前方のメインポストでチェッカーフラッグが表示される。
2. 決勝レースの終了は、チェッカーフラッグによりトップのドライバーがゴールした後、5分間が経過した時刻とする。
3. タイムスケジュールに示された決勝レースのスタート時間が遅れた場

合でも、レースの終了時間は、タイムスケジュールに示された決勝レースの終了時間を超えることはないものとする。

4. チェッカーフラッグの表示を受けた後の追い越しは禁止される。
5. チェッカーフラッグの表示をされた時点でピット出口は閉鎖される。
6. チェッカーフラッグを受けた全車両はホームストレートに戻り、オフィシャルの指示に従うこと。尚、正式結果発表まで車両保管となる。

第19条 レース中断及び再開について

1. レースの続行が不可能と判断される重大な事故もしくは、危険な状態がレース中生じた場合には、全ポスト赤旗が掲示されレースは一時中断される。その場合、走行中のドライバーは安全なスピードを保ち、ピットロードに戻り、係員の指示に従うこと。
2. 再スタート時のグリッドは赤旗が掲示される1周前のコントロールラインの通過順位により決定される。
尚、2周未満で中断した場合は、元のグリッドでフォーメーションラップからやり直しとなる。
3. 2周以上で赤旗により中断された場合で、再レースを行う場合のグリッドは赤旗掲示1周前の順位により、グリッドが決定される。
4. 2周以上で赤旗により中断された場合で、レース再開が不可能と判断される時は赤旗提示1周前の結果により順位が決定される。
5. ドライバー変更は一切許されない。
6. 赤旗中断時は、作業中の作業を含み、作業は一切禁止(中断)される。

第20条 順位の決定の必要条件

1. 順位判定は最終周回を完了したもののみに対して行われる(チェッカー優先)。
2. チェッカーは、本コース上のコントロールライン上のみ受けた事とする。
3. チェッカー旗は、原則として規定のレース時間を経過後トップのドライバーより表示される。但し車両の位置に関係なく定められた時間が経過した時点で表示される場合がある。その場合は、チェッカー旗を表示した前周(チェッカー旗表示直前に全車がレース状態でコントロールラインを通過(完了)した周回の順位)にさかのぼり順位を決定する。

4. 優勝者以外の順位は、フィニッシュラインを通過してチェッカーを受けたもので、周回数の多い順に決定され、同一周回数の場合はゴールラインの通過順位による。(チェッカー優先)ただし、走行周回数が優勝車両の走行周回数の75%(小数点以下切捨)に達しない車両は順位の認定を受けられない。

第21条 参加者の厳守事項

1. 全ての参加者は、大会中、大会役員の指示に従わなければならない。
2. 許された場所以外での喫煙は厳禁とする。
3. 参加者は、主催者や大会役員及び大会参加者の名誉を傷つける様な言動はしてはならない。
4. 万一事故その他障害が発生した場合、主催者が加入する共済会の範囲及び応急処置以外の責任は負えません。各自、各チームで別途傷害保険に加入することを推奨します。尚、負傷したドライバーは必ずメディカルセンター内で診断を受けること。診断記録がない場合、共済金がおりにない場合がある。

第22条 賞典の制限

1. レース賞典
各クラス共通
 - 1 位 …… トロフィー＋副賞
 - 2 位 …… トロフィー＋副賞
 - 3 位 …… トロフィー＋副賞
 - 4 位 …… トロフィー＋副賞
 - 5 位 …… トロフィー＋副賞
 - 6 位 …… トロフィー＋副賞

2. 賞典の制限

賞典は参加申し込み台数が少数の場合、次のように制限される。

3台	1台のみ
4 ~ 5 台	2位まで
6 ~ 7 台	3位まで
8 ~ 9 台	4位まで
10~ 11台	5位まで
12台 以上	6位まで

ラップタイムサービスのご案内

ラップタイム表示モニターのジャックが常設となっています。

尚、TV モニター(アナログ TV ※デジタル TV は使用できない場合があります。6チャンネル)及び、RF コネクターは各自でご準備ください。